

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年5月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 黒澤 ちよ子 3番 高橋 誠一
4番 峠田 一徳 6番 渡部 基司 7番 本間 仁一
8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志 10番 小野 博
11番 渡沢 寿 12番 伊藤 圭一 13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり
5番 浅野 厚司
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 安部 浩二
同 上 事務局長補佐 山内 美穂
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 議第23号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議第25号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

(開会：ときに午後1時30分)

6. 会議の要領
議長（高橋会長）

令和3年5月18日付け南農委告示第5号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は12名であります。なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、5番浅野厚司委員の1名であります。

よって過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

8番安達芳紀委員、9番佐藤一志委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員	8番 安達 芳紀 委員
	9番 佐藤 一志 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が5件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、山内事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

ただ今、提案されました、報第8号について、ご説明申し上げます。議案書は1ページと2ページになります。はじめに、1ページをご覧ください。

1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■相続人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外13筆 畑 合計3,411㎡を賃借人の相続人からの申出により、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外9筆 田 合計12,909㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。

2ページをご覧ください。

3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外6筆 田 合計11,966㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。

4番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外7筆 畑 合計3,178㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

5番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 4,114㎡を第三者へ賃貸借するため、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……なしの声……

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第8号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 議第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し、8件の賃借権設定の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第23号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページと4ページになります。

はじめに、3ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

1番につきましては、■■■■相続人■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 476㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

2番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計2,897㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

3番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計2,614㎡について、新規の3年で、毎年12月31日支払、物納となっております。

4番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外3筆 田 合計4,011㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

5番につきましては、■■■■外1名と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 941㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外2筆 田 4,142㎡ 畑95㎡ 合計4,237㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

なお、ただ今説明いたしました6番から8番までの■■■■による借受につきましては、農地を適切に管理しない場合に契約を解除することを条件とした、解除条件付き賃貸借契約による一般法人の参入による契約となるものです。

7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外13筆 田 合計20,854㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

8番につきましては、■■■■外1名と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 985㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。はじめに、議第23号 1番の現地調査については、私の担当地区でありますので、私から報告いたします。

議長（高橋会長）

今回の申請地につきましては、常に見ている田んぼとなりますが、昨年までは作付けを行っておりませんでした。隣地の方が耕作したいとことで、それほど大きい木が生えていることもないため耕作可能であり、周辺農地への影響もないと思います。以上です。

議長（高橋会長）

次に、2番、3番の現地調査については、6番渡部基司委員より報告をお願いします。

6番 (渡部基司委員) 22日に現地調査をしましてまいりました。全てが耕作されておりまして、すぐにでも田植えができる状況でありました。そのため、周辺への影響もないと確認してまいりました。

議長 (高橋会長) 次に、6番、7番、8番の現地調査については、3番高橋誠一委員より報告をお願いします。

3番 (高橋誠一委員) 5月21日に現地調査へ行ってまいりました。全ての農地を確認してまいりましたが、一部草が生えているところと堆肥が若干置かれているところがございますが、農地として適切に管理されているということで、ご報告申し上げます。

議長 (高橋会長) 次に、4番、5番の現地調査については、松田繁徳推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 鍋田・中ノ目地区担当の松田繁徳委員より24日電話にて報告いただいております。
全ての農地が耕作されており、周辺農地へ影響がないことを確認した、と報告いただいております。以上です。

議長 (高橋会長) お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長 (高橋会長) 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長 (高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長 (高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長 (高橋会長) 次に日程第6 議第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第24号について、ご説明申し上げます。議案書は5ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■外1名が、■■■■から、▲▲字▲▲外1筆 田 合計374㎡の所有権移転をうけ、一般住宅を建築するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■が、■■■■と使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲ 田 136㎡に、一般住宅を建築するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第24号 1番及び2番の現地調査について、3番高橋誠一委員より、報告をお願いいたします。

3番
（高橋誠一委員）

5月18日に、私と、黒澤ちよ子委員、安部事務局長、嶋貫係長の4名で、5条2件の現地調査を行ってまいりました。全ての案件について、申請のおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第25号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第25号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和3年5月12日付け農第161号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、7件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第25号につきまして、ご説明を申し上げます。9ページにつきましては、総括表となっております。所有権移転が7件で田51, 434㎡、畑2, 887.56㎡、合計54, 321.56㎡の計画面積となっております。
10ページをご覧ください。所有権移転の申請が7件となります。
初めに、1番につきましては、■■■■から■■■■へ、▲▲字▲▲田4, 641㎡外3筆の合計4筆、6, 528㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。
次に、2番につきましては、■■■■から■■■■へ、▲▲字▲▲田918㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。
3番につきましては、■■■■から■■■■へ、▲▲字▲▲畑611㎡外8筆 田15, 719㎡の合計9筆、16, 330㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。
4番につきましては、■■■■から、■■■■へ、▲▲字▲▲畑18㎡外4筆の合計2, 276.56㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。
次は11ページです。
5番につきましては、■■■■から、■■■■へ、▲▲字▲▲田1, 815㎡外9筆の合計12, 909㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

山内事務局長補佐

6番につきましては、■■■■から、■■■■へ、▲▲字▲▲ 田
309㎡外2筆の合計3筆 3, 394㎡を所有権移転するもので、
移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

最後に、7番につきましては、■■■■から■■■■へ、▲▲字▲
▲ 田 3, 686㎡外6筆の合計7筆 11, 966㎡を所有権移
転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となつてお
ります。以上でございます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規
定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割
して審議したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は分割して審議することに決し
ました。

それでは始めに、議第25号 1番と2番の2つの案件について、
審議いたします。

ここで、2番黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員 退席……………

議長（高橋会長）

これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議するこ
とについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませ
んか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定する
ことが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

許可することが妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しま
した。

議長（高橋会長）

ここで、2番黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員 復席……………

議長（高橋会長）

次に、議第25号 3番から7番までの5つの案件について、審議
に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 許可することが妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和3年5月18日付け南農委告示第5号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

（閉会：ときに午後1時56分）